

平成 20 年 11 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アシュアランス業務部門品質管理部
アカウンティング・サポート・グループ

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 20 年 11 月 13 日付で公表されました「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」（以下「公開草案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（１）振替時の時価（公開草案第 10 項、第 15 項）

【意見】 第 10 項、第 15 項では、「振替時の時価」という用語を用いているが、「振替時の公正な評価額である時価」としてはどうか。

【理由】 第 5 項、第 13 項では、振替を認める「稀な場合」を「想定しえなかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」としている。一般に時価という場合に市場価格が想定されるため、あえて「公正な評価額である時価」としているのは、「市場価格がない場合の合理的に算定された価額」を指していると考えられる。第 10 項、第 15 項の「振替時の時価」も「公正な評価額である時価」を指していると考えられるので、明示してはどうか。

(2) 会計基準の変更に伴う会計方針の変更（公開草案第 19 項）

【意見】 会計基準の変更に伴う会計方針に該当する場合とは、本実務対応報告の公表に従って行われた債券の保有目的区分の変更に限定され、その後に振替える場合は該当しないことを明示してはどうか。

【理由】 本実務対応報告の公表に従って行われた債券の保有目的区分の変更については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することには同意する。すなわち、この実務対応報告の公表が行われる以前にトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定が既に行われていたものの、財務会計上は振替を行えないためやむを得ず売買目的有価証券等の分類のままとしていたものについては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更と考えられるからである。しかし、その後に振替えることは、その時点での企業の意思で保有目的を変更するものであり、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当しないと考えられる。

(3) 適用時期等（公開草案第 18 項注 6）

【意見】 第 18 項注 6 では、仮に平成 20 年 9 月 25 日や 10 月 6 日に意思決定を行った場合は、平成 20 年 12 月 31 日までに会計処理することが必要としているが、当該期日までに振替処理を行った場合のみが、上記（2）で述べた会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することを明示してはどうか。

【理由】 注 6 では、平成 20 年 12 月 31 日までに会計処理する必要としているが、なぜ必要としているのかが記載されていない。

上記（2）のように考えると、本実務対応報告の公表日までに既に保有目的の変更についての意思決定が行われたもののみが、会計基準の変更に伴う会計方針の変更と考えられる。しかし、現時点では当該公表日が不明であり、少なくとも 12 月 31 日までに会計処理を行ったものを会計基準の変更に伴う会計方針の変更と取扱うことにしたのではないかと考えられる。そのように考えると、12 月 31 日までに会計処理したものが、会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することを明示しておいた方が明確になるのではないかと考えられる。

以 上